

京都市肺がん検診実施要綱

(目的)

第1条 早期に発見し、早期治療に結び付けることにより、肺がんによる死亡率を減少させ、がんの予防を図ることを目的に、肺がん検診を実施する。

(実施責任者)

第2条 実施責任者は、保健センター長とする。ただし、検診に関する業務について、委託により実施しているものは、その委託の範囲において、委託先の長を実施責任者とする。

(対象者)

第3条 市内に居住し、かつ、当該検診を受診しようとする年の12月31日時点において、40歳以上にある者を対象者とする。

(実施回数)

第4条 同一人について年1回実施する。

(検査内容)

第5条 検査内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 問診

問診票（受診票）を用いて、問診を実施する。

(2) 胸部エックス線撮影

エックス線により胸部の撮影を実施する。

(3) 喀痰細胞診

第1号に規定する問診の結果、「高危険群判定基準」（別表）に該当する者に対して、喀痰細胞診を実施する。

(実施形態)

第6条 検診の実施は、次の各号のとおりとし、その実施方法は別に定めるものとする。

(1) 保健福祉センターにおいて実施。

(2) 検診車において実施（集団検診における実施を含む。）。

(実施主体)

第7条 検診の実施にあたっては、その業務の全部又は一部を京都府医師会及び検診業者に委託するものとする。なお、京都府医師会は、委託された業務の一部を京都予防医学センターに再委託する。

(検診結果の通知)

第8条 市長は、検診の結果が判明したときは、速やかに受診者に結果を通知する。

2 市長は、検診の結果、精密検査が必要な者に対しては、前項による結果の通知と同時に、精密検査のための医療機関の紹介及び受診の案内を行う。

(費用)

第9条 第5条第3号に定める検査を受ける者は、別に定めるところにより検診費用の実費として、1,000円を支払うものとする。ただし、次の各号に掲げる者がそれぞれ必要な書類を提示又は提出した場合は、これを免除する。

- (1) 70歳以上の者で年齢の確認できる書類を提示した者
- (2) 京都市老人医療費支給条例、京都市ひとり親家庭等医療費支給条例又は京都市重度心身障害者医療費支給条例に基づく福祉医療費受給者証を提示した者
- (3) 後期高齢者医療被保険者証を提示した者
- (4) 福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書を提出した者
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給証明書を提出した者
- (6) 当該年度分市民税（4月から5月までは前年度分）が非課税の世帯に属する者（本人、配偶者及び扶養義務者の課税証明書を提出）
- (7) 市長が特に認めた者

(報告)

第10条 保健センター長（委託により検診を実施する場合にあっては京都府医師会）は、検診終了後、速やかに受診者数を集計し、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長に報告するものとする。

(委任)

第11条 この要綱において別に定めるとされている事項及び要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成元年10月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 肺がん集団検診実施要綱は廃止する。

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

この要綱は平成14年10月1日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年8月1日から施行する。

この要綱は平成26年10月1日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年5月8日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

<別表>

高危険群判定基準

それぞれに示された項目が1つ以上ある者を該当基準とする。

- (1) 喫煙指数 600 以上で満 50 歳以上の者（過去における喫煙者を含む。）
- (2) 6 箇月以内に血痰のあった者
- (3) その他，高危険群と考えられる者